郡上八幡自然園利用約款

2022年10月31日制定

(適用範囲)

第 1 条 当園と利用者との間で締結する施設利用契約及びこれに関連する契約は、この約款の 定めるところとし、この約款に定めのない事項については、法令又は慣習によるものとします。 2 当園が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、 その特約が優先するものとします。

(施設利用契約の申込み)

第 2 条 当園を利用するお客様(以下「利用者」といいます。)は、事前に当園に対して、お客様区分とご利用人数に応じた区分(別表 1)に従って予約をしていただかなければなりません。

- 2 利用者のうち一般団体のお客様(利用棟数が 12 棟以上の法人又はその他団体を指します。 以下「一般団体」といいます。) は、予約申込書に必要事項を記入の上、当園に提出していただいた時点で、施設利用契約の申込みがあったものとします。
 - (1)利用者のうち教育団体のお客様(学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)に基づき設立された学校又は大学若しくは青少年の健全育成を目的として組織された団体で、責任あるものに統率されて行動する40名様以上の団体を指します。以下「教育団体」といいます。)は、予約申込書に必要事項を記入のうえ、当園に提出していただいた時点で、施設利用契約の申込みがあったものとします。
 - (2)当園の施設利用に際して特別な配慮を必要とする場合には、予約時に申し出てください。当園は可能な範囲内でこれに応じる努力をいたします。

(施設利用契約の締結)

- 第 3 条 施設利用契約は、当園が申込みを承諾したときに成立するものとします。
- 2 団体は、当園が所定の「申込控え」を交付したときに、利用を承諾したものとします。
- 3 法人格を持たない新規団体に限っては、予約金として施設利用料の 50%が指定期日までに 事前振込がされていることをもって、利用を承諾したものとします。

(施設利用の拒否)

- 第 4 条 当園は、次に掲げる場合においては、施設利用契約に応じません。
- (1) 施設利用の申込みがこの約款によらないとき
- (2) 当園に受け入れの余裕がないとき
- (3) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により施設利用ができないとき
- (4) 利用者の引率者が、20 歳未満の者で、責任ある引率者と認めがたいとき(未成年者のみでの利用はしていただけません)
- (5) 教育団体として申込みをした利用者が、統率された教育団体と認めがたい場合

- (6) 利用者が利用に関し、法令の規定、公の秩序、若しくは善良な風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (7) 利用者が、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (8) 利用者、団体又は利用者の属する法人が、次に該当すると認められるとき
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (9) 一般団体、教育団体の利用者(ご家族連れ利用者は含まれません。)が、団体として認めがたい利用規模(11 棟以下又は 39 名様以下)の場合
- (10) 前号までに掲げる場合のほか当園の管理上支障があると認められる場合

(利用者の施設利用制限とエリア調整)

- 第 5 条 利用者のうちご家族連れ利用者については、以下のとおり施設利用の制限があります。
- (1) バンガローは 1 家族あたり最大 2 棟までの利用とさせていただきます。
- (2) ご友人家族同士の利用の場合は、合計3棟までの利用とさせていただきます。(1家族最大2棟+ご友人ご家族1棟。但し、ご家族様毎に責任者を選任いただく必要があります)
- 2 オフシーズン (概ね 10 月下旬から翌 4 月中旬まで) は、以下の区分に従いエリア毎の貸し切りに応じることがあります。料金は、利用内容によって見積りをいたします。
 - ① 栗の木エリア
 - ② 朴の木エリア
 - ③ 全体エリア

(教育団体の利用エリアの調整と事前打合せ)

- 第 6 条 当園は、教育団体からの申込みを受けた場合、利用予定人数に応じ、以下のとおり利用エリアを調整します。
 - (1) 250 名以上の教育団体の申込みを受けた場合は、貸切りの希望に応じます。
 - (2) 100 名以上 250 名未満の教育団体の予約を受けた場合は、宿泊エリアを調整し、他教育団体を受け入れる場合があります。
 - (3) 100 名未満の教育団体の予約を受けた場合は、利用エリアを調整し、一般団体若しくは個人のお客様の受け入れを行う場合があります。
- 2 複数の団体が同一日に利用する場合、施設使用時間の重複を避けるため、利用団体は当園と、施設利用計画に関し、必ず事前の打合せをし、時間の調整をしていただかなければなりません。

- 3 前項の時間調整にあたり、互助精神が遵守されない場合、当園は仲介をした上で、管理者権限により任意に時間調整を行うか、または当該施設の利用を拒否する場合があります。
- 4 団体が利用計画を立案する際に、手続き手順を経ず、当園担当者の承諾を得ないまま実行に移されようとする場合は、その内容の実現と安全について当園は一切の責任を負いません。

(利用者の契約解除・一部解除)

- 第7条利用者は、当園に申し出て、施設利用契約を解除することができます。
- 2 教育団体の利用者及び一般団体利用者でご人数による金額設定のプランについては、利用者の責めに帰すべき事由により契約の全部を解除した場合には、別表 2 別表 3 に定める違約金を当園に支払わなければなりません。
- 3 利用者は、利用者の責めに帰すべき事由により予約人数又は予約棟数の減少など契約の一部を解除した場合には、別表 3 に定める違約金を支払わなければなりません。
- 4 当園は、利用者が連絡をしないまま、利用当日の午後 6 時になっても到着しないときには、施設利用契約が利用者により解除されたものとみなして処理することがあります。この場合、違約金は全額とします。
- 5 利用者は、園滞在中およびその往来において、気象庁により明確に自然災害の発生が警報されるなど、利用者が危害を被る恐れが十分に想定される場合に限り、上記の違約金の定めにかかわらず、別表4による低額なキャンセルを行うことができます。

(当園の契約解除権)

- 第8条 当園は、次に掲げる場合には、施設利用契約を解除することがあります。
 - (1) 利用者が、第4条4号から10号のいずれかに該当する場合
 - (2) 利用者が、第 18 条に規定する禁止事項に反し、又は、当園の定める利用規則に従わないとき
- 2 当園は、天災地変、官公署の命令、その他当園の関与し得ない事情により施設利用に支障が生じた場合、利用者に日程の変更依頼又は契約の解除をする場合があります。

(施設利用の登録)

第 9 条 利用者は、当日、当園の受付事務所において、「施設利用票」(宿泊者カード、団体基本 台帳等)を記入し、当園に提出していただきます。また、団体ないし家族毎に「引率者同意書」 又は「利用者同意書」を提出していただきます。

(入園および退園時刻)

第 10 条 教育団体及び一般団体利用者が、当園にご滞在し施設およびサービスを利用できる時間は、ご到着日 13 時からご出発日の 12 時まで(以下、「通常利用時間帯」といいます)を原則とします。(但し、宿泊棟の利用可能時間は、料金表記載の通りです)

2 前項の規定にかかわらず、利用者は、当園に事前の申込みをすることにより、ご滞在時間の延長オプションを購入出来る場合があります。(但し、この場合でも宿泊棟については、料金表の通りです。)

3 当園は、本来オプション購入が必要であるべき時間帯に、オプション購入をされずに滞在される利用者については、その間の事故・トラブル等につきまして、一切責任を負いません。

(園内施設の営業時間)

第 11 条 当園の主な施設の営業時間は次のとおりとします。なお、季節や諸条件により営業時間の変更をする場合があります。この場合には備え付けパンフレット、各所の掲示等でご案内いたします。

- (1) フロント サービス対応時間 午前 8 時から午後 9 時まで (時間外は、宿直員による限定 対応となります)
- (2) バンガロー及び山荘 予約当日午後 1 時より翌日午前 10 時までご利用頂くことが出来ます。但し、連続して宿泊される場合においては、到着日及び出発日を除き、連続して使用することができます
- (3) 浴室 閉鎖時刻 午後 11 時 (入浴開始時刻は可能な限り希望に応じます)
- (4) 教室 午前 7 時以降 午後 10 時半まで
- (5) ピロティー 午前 7 時以降 午後 10 時半まで
- (6) プール 8 月のみの営業です 午前 9 時以降 午後 4 時まで なお、監視員はおりません
- (7) 栗の木広場 午前 6 時以降 午後 10 時まで(午後 10 時半には完全撤収終了であること)
- (8) 芝生広場 午前 6 時以降 午後 10 時まで(午後 10 時半には完全撤収終了であること)
- (9) 信定ホール 午前 7 時以降 午後 10 時半まで
- (10) ウッドデッキ 午前 6 時以降 午後 10 時まで
- (11) ファイヤードーム 午前 6 時以降 午後 10 時まで
- (12) テント下広場 午前 7 時以降 午後 10 時半まで
- (13) 正門 閉鎖時間 午後 11 時~午前 6 時

(利用料金の支払い)

第 12 条 利用者が支払うべき利用料金の内訳は、別表 5 に掲げるところによります。但し、一般団体及び教育団体の利用料金については、ホームページ、パンフレットその他適当な方法でお知らせします。

- 2 前項の利用料金の支払いは、日本通貨又は当園が認めるクレジットカード等により、第9条に規定する施設利用の登録の際、フロント(受付)において行っていただきます。但し、一般団体及び教育団体のうち、当園が認めたものについては、施設利用後30日以内の支払いに応じます。
- 3 当園が利用者に施設を提供し、利用可能な状態となった後、利用者が任意に利用しなかった場合であっても、利用料金は発生します。

(当園の責任)

第 13 条 当園が、施設利用契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、故意又は過失により利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、その損害の補償額は、当園の加入

する賠償責任保険の範囲内で賄われます。

- 2 当園の施設内での盗難、破損、人身等の事故に関しては、施設の管理不備による場合を除き、当園は一切責任を負いません。
- 3 当園は宿泊施設及び付帯施設の利用を提供するものであって、当園の管理する施設(人造工作物) 以外の自然環境に由来するもの(建物に侵入した生物等含む)による被害、及び、天候の急変や雷、風水害等による被害について、当園は一切責任を負いません。
- 4 当園が、第 1 項により損害賠償責任を負う場合、その賠償額は当園の加入する賠償責任保険約款に基づく保険金の範囲及び別途次の区分に従う見舞金を上限とします。

入院期間	見舞金
6 ヶ月以上	20 万円
3 ヶ月以上、6 ヶ月未満	10 万円
1 週間以上 3 ヶ月未満	5 万円
1 泊以上 1 週間未満	2 万円

(寄託物の取扱い)

第 14 条 利用者の物品、食品及び現金並びに貴重品については、原則として当園ではお預かりできません。但し、当園が特別に了承した場合に限り、当園は空きスペースを提供します。但し、紛失、盗難、滅失等の損害が生じたときであっても当園は一切責任を負いません。

(携帯品の保管)

第 15 条 利用者の手荷物又は携帯品が当園に置き忘れられていた場合において、その所有者が 判明したときは、当園は当該所有者(又は引率責任者)に連絡をするとともに、その指示を求め るものとします。ただし、所有者の指示が得られない場合又は所有者が判明しない場合には、発 見日を含め 7 日間保管し、その後破棄いたします。但し、一般に貴重品であるものは、最寄り の警察署に届けます。

(駐車場の利用と責任)

第 16 条 当園は、当園施設の有料利用者に限り、無料で駐車場を提供します。但し、利用者が 当園の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当園は場所をお貸しす るものであって、車両の管理責任を負うものではありません。

- 2 駐車場内でのトラブルや車両の汚れ、枝の落下等による損害の発生に対しては、当園の関知するところではありませんので、ご自身で対処ください。
- 3 利用者は、許可なく車両を宿泊エリアに乗り入れることはできません。
- 4 車中泊は、原則お断りし、園外にご退出頂きます。但し、ご事情によって、受入れを行う場合がありますので、あらかじめフロントにご相談ください。無断駐車は、お断りいたします。
- 5 駐車場内を含め園内では、歩行者の安全保護のため時速 8km 以下で徐行して下さい。

(利用者の責任)

第 17 条 利用者の故意又は過失により当園が損害を被ったときは、その損害を賠償していただきます。

(禁止事項)

- 第 18 条 利用者は、以下の行為をしてはなりません。
 - (1) 当園施設内での直火(地表上で直接火を焚く行為)を禁止いたします。
 - (2) 樹木を傷つけ又は、みだりに植物を採取することは禁止します。折れかけの枝や樹木等 危険が予想される場所には近づかずに直ちに職員にお知らせください。
 - (3) キャンプ場含め周辺の林、森、農地等は私有地のため、許可なく立ち入らないようにしてください。農業用設備等には触れたり、壊したりしないでください。
 - (4) 他の利用者の宿泊棟への立ち入りを禁止します。
 - (5) レンタル品・場内備品の場外への持ち出しを禁止します。
 - (6) 大型花火を打ち上げるなど煙火届けが必要な行為を原則禁止します。団体のイベントで これらの行為を予定する場合は、当園フロント担当者と打ち上げ計画の調整をしたうえ、 消防法に基づき適切に許可を得て行って下さい。なお、関係官庁への届出は主催する団 体各自で行って下さい。当園は代行いたしません。
 - (7) 場内ではエンジンをかけての電源使用、発電機 (無音バッテリー型を除く)・カラオケのご利用は禁止です。
 - (8) 指定以外の場所でのキャンプ、バーベキュー等を禁止します。
 - (9) 備え付けのテーブル上での炭火の利用を禁止します。
 - (10) 粗大ゴミの持ち込み、機材の廃棄を禁止します。発泡スチロール等もお持ち帰りください。但し、当園での購入物で、郡上市指定の分類方法により処分出来るものについては、ゴミ集積場にて引取を行わせて頂きます。
 - (11) 暴力団関係者の入場を禁止します。当園は青少年の健全育成を目的とした施設になります、ご配慮ください。
 - (12) 利用に関し、法令の規定、公の秩序、若しくは善良な風俗に反する行為をすることを禁止します。
 - (13) 前号までのほか、他の利用者に迷惑を及ぼし、または迷惑を及ぼすおそれのある行為を禁止します。

(ご利用マナー)

第 19 条 利用者は、以下の利用マナーを遵守していただかなければなりません。

【宿泊施設のご利用について】

- 1 団体貸し切り時を除き、共有施設を占有することはおやめください。
- 2 場内にペグを打つことや、穴や溝を掘ることはご遠慮ください。
- 3 他のお客様のご迷惑になるようなタープ等の張り方はご遠慮ください。
- 4 チェックアウトに際しては、バンガロー又は山荘および利用施設周辺のゴミを確認し、処理 してください。
- 5 お渡しする鍵とシーツはチェックアウト時にご返却願います。
- 6 ガラスの破損や室内を汚した際にはフロントまでご連絡ください、修繕代・清掃費用のご負担をお願いいたします。
- 7 緊急時を除き、場内から携帯電話でのお問合せはご遠慮ください。ご面倒をおかけしますが、 フロントまでお越しくださいますよう、お願いいたします。
- 8 場内での盗難被害や利用者同士での喧嘩、事故等に関しては、責任を負いかねますので各自 ご対処ください。

【団体利用における事前搬入】

9 事前搬入は原則お止め下さい。チェックイン時刻である 13 時前に、ご宿泊予定の山荘(特に冷蔵庫)やバンガローにお荷物を搬入し放置されると、思いがけないトラブルの原因となることがあります。チェックイン時刻前は、清掃中で鍵が開いている場合もございますが、前泊のご利用者がお忘れ物を取りに戻って来られ、自らの団体のものと勘違いをされて持ち帰られるケースや、清掃スタッフが現場状況からお忘れ物と判断し、前のご利用者に確認するも、前のご利用者は自分のものではないとし破棄を要望され処分されてしまう等、トラブル事例が絶えません。お荷物を搬入されるのは、フロントにてチェックインを済まされ、13時以降に鍵を受けとられた後になされますよう、お願いいたします。

【荒天時の注意事項について】

- 10 風雨の強い時に、屋外を出歩かれるのは危険を伴います。立木は丈夫そうに見えても突風で 思わぬ枝が落ちて来て人や物に当たることもあります。風の強いときには自らのご判断で慎 重に行動して下さい。また、お張りになられたタープ等や屋外設置物は他の利用者の安全の ためにも臨機応変に撤収するなど安全にご配慮ください。
- 11 落雷の危険は当園では予報も責任も負いかねますので、各自でご判断願います。なお、ファイヤードームには、避雷針が設置されています。そのため、誘雷リスクがありますから、避難の際には十分にドームの壁から離れて安全対策を行ってください。
- 12 増水時に川や谷に近づかないようにしてください。

【火の扱い・花火について】

13 煮炊きは、バンガロー前か共同炊事場をご利用ください。バンガローテラスの机上での火の使用は、カセットコンロのみです。テーブルを焦がされた場合は、相応の弁償費用を頂いております、(天然木一枚板を使用しており、高額になる事例もございます)ご注意下さい。

特に炭火はどのような機材を用いても下部が思いの外高熱となり、テーブルが炭化してしまう事例があります。

14花火は午後 9 時半まで、各広場の使用時間は午後 10 時までです。吹き上げ・打ち上げ花火をして良い場所は次に限ります、栗の木広場、芝生広場。バンガロー前は線香花火程度を可とします。他の利用者のご迷惑にならないようお気を付け願います。

【ペットについて】

15ペットの室内へのお持ちはご遠慮ください。後の利用者がアレルギーを発症するなど、また 残臭によるクレームが発生し、迷惑となります。

16ペットは、他の利用者の脅威とならないようケージやリードをお持ちいただき管理ください。

【威嚇・ハラスメント・迷惑・危険行為について】

- 17刺青・タトゥーのある方は露出しないようご配慮ください。
- 18場内は、全裸・半裸での利用はご遠慮ください。
- 19場内でのボール遊びはご遠慮ください。ボール以外のお持ち込みの遊具につきましても、他のお客様のご迷惑となる行為は避けてください。
- 20ミュージックプレイヤー・楽器等は、他のお客様にご迷惑がかかる音量での使用はご遠慮願います。
- 21ドローンなど無人飛行機等の操縦・飛行は利用者に危険が及ぶ可能性があるためご遠慮願います。(あらかじめお申し出のあったイベントでの利用を除く)
- 22 安全管理及び施設管理上、好ましくない行為が行われた場合は、ご利用中でも退場をお願いすることがございます。場内では、スタッフの指示に従ってください。
- 23マナー違反を見かけた際には、スタッフまでご一報いただきますようお願いいたします。敷地が広く、スタッフの管理が行き届かない場合もございますので、ご協力をお願いいたします。

【プールのご利用について】

24 プールの営業は 8 月のみです、水深は最深部で 1.2 mあります。監視員はおりません、必ず保護者・責任者の方同伴でご利用ください。

【備品のご利用について】

25 備品は、丁寧にご利用いただき、使用後はすみやかに洗浄し返却をお願いします。

26 レンタル品・場内備品の場外への持ち出しはおやめください。

【自然物の摂取について】

27 園内及び周辺に自生しているキノコ・植物・木の実等を口にすることは自己責任においてな さって下さい。なお、職員に同定を求めないで下さい、当園は一切の責任を負いません。

別表 1(第2条1項関係)

	M + (N) = N + N N N N				
	団体様区分	仮予約方法	予約手続き方法		
Α	20 棟(又は 100 名)以 上のご利用実績のある 団体様	1 年前の同日から随時	本予約申込書にご記入 但し、12 棟(40 名)以上 に限る		
В	前年度ご利用実績の ある団体様 (20 棟以下)	ご希望日抽選申込書による抽選 1)15 棟以上 発表 2月 1日 2)14 棟以下 発表 5月 1日	当選された日付で本予 約申込書にご記入 但し、12 棟以上に限る		
С	新規の団体様	お電話によるご予約のみ 1)20 棟以上 随時受付 2)15 棟以上 2 月1日以降受付 3)14 棟以下 5月1日以降受付	本予約申込書にご記入 但し、12 棟以上に限る 11 棟以下のお申込みは 予約受付いたしません		

別表 2(第2条1項関係)(教育団体)全体キャンセル

施設利用料/人	ご来園日より			
施設利用料/人	61~120 日前	2~60 日	前日	当日
1-2100	10%	30%	50%	100%

[※]学校団体様においての個人の欠席については除外

別表 3(第7条2項関係) (一般団体)全体キャンセル・部分キャンセル

佐部和田野 / 1	ご来園日より			
施設利用料/人 に対して	本申込~	前々日	前日	当日
I CAJU C	10%	30%	50%	100%

別表 4(第7条5項関係) 台風等自然災害によるキャンセル料率

		宿泊 (バンガロー・山荘)	他有料施設利用 (教室・ホール等)
ご来園日前日 12:00 までの延期(当年度中)		なし	なし
ご来園日前日 12:00 以降の延期(当年度中)		利用料(税込)の 10%	なし
ご来園日 3 日前 15:00 までのキャンセル		利用料(税込)の 10%	なし
ご来園日 3 日前 15:00~当日までの キャンセル	ご滞在予定期間中 警報発令あり	なし	なし
	ご滞在予定期間中 警報発令なし	約款(別表 2)に基づく キャンセル料金	なし

[※]上記表の適用は、あくまでも台風・集中豪雨等で大規模自然災害が予想される場合のみです。

[※]上記表の警報とは、気象庁の発令する気象警報に限定され、出発地(市区町村)と自然園(郡上市) およびその往来で、実際に利用予定の経由市のみを対象地域とします。

[※]延期により泊数が変更となる場合は、通常のキャンセル規定に基づくキャンセル料がかかります。 (但し、当園側の事情により、やむを得ず泊数変更が必要となる場合は除きます)

別表 5(第12条関係)

	教育団体様	一般団体様	ファミリー客様	個人予約サイト
料金体系	ご人数による料金 計算で、各種施設 使用料込みです	ご使用施設毎によ る料金計算です	ご利用棟数による 料金計算です	各サイトに掲載され ている料金です
バンガロ− 宿泊料金	小中学生 3,500 円/泊 6,000 円(2 泊割引)	15,000 円/棟 5 名	〈標準〉 15,000 円/棟 5名	サイトに記載
山荘	本部用山荘 (生徒と同額)	38,000 円/棟 12 名 32,000 円/棟 10 名 18,500 円/棟 4 名	38,000 円/棟 12 名 18,500 円/棟 4 名	サイトに記載